

2003 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

第 5 回学会奨励賞授賞理由

学会奨励賞選考委員長 棚瀬孝雄

2003 年度日本法社会学会奨励賞論文部門は、久保秀雄「近代法のフロンティアにおける『文化的他者』についての知：ポストコロニアル批判の法社会学」に決定しました。また、著書部門は該当作なしとなりました。

久保会員の論文は、（京都大学）法学論叢 153 巻 4 号 5 号と 2 回にわたって連載されたものですが、日本の法社会学の黎明期である末弘巖太郎の華北農村調査から、戦後の興隆期の、とくに川島武宜を中心とした一連の農村調査をつなぐものを取り出して、法社会学というものの学問的性格に批判的吟味を加えたものであります。

末弘の華北農村調査は、当時としては一級の学術的価値を持つものであり、また法慣行を明らかにするという法社会学的研究の基礎を作ったものですが、それは、同時に、帝国日本の植民地経営に資するという実践的性格も帯びていたため、戦後はその政治的性格が批判されてきました。しかし、方向としては逆の、戦前の負の遺産を清算して、新生日本の礎を築くための戦後の法社会学的研究にも、同じコロニアルな視点が貫徹していることを久保会員は明らかにしていきます。植民地経営には「文明を辺境に及ぼす」という、社会が未開から文明へ、そして先に文明化した中心から周縁へという世界史的普遍性の意識があることが近年の研究の中で明らかになってきていますが、日本の明治以来の近代化も、先に文明化した西洋のアジア進出の中で行われ、まさに、この帝国主義的国際法秩序の中での、臣従＝主体化として遂行されたものであります。

世界史的普遍性という言説構成の中での文明／辺境の二元論は、自ら主体化して文明に入ろうとする衝動と、辺境に自らの文明を及ぼすという宣教師的情熱と二つの運動を伴いますが、法社会学は、戦前の植民地化においても、また近代化＝「内的植民地化」においても、社会を上からの法革命を通して近代化するという課題の中で、文明化するために必要な「辺境の知」を生産する学問の一つとして成立することになります。法社会学は、この法を知らない社会、「文化的他者」を飼い慣らして統治の中に組み込んでいくそのプロジェクトの中で、無意識のうちに固有の権力性を抱え込んでしまうということを久保会員は論文の中で批判的に明らかにしていきます。

このように本論文は、私たちがふだん具体的な課題の実践的な解決に向けて研究に取り組んでいる、その学問的な営みを大きな枠組みで捉えて、その世界史的な意味を問うものであり、非常に刺激的な作品であります。末弘や川島の具体的研究の位置づけには資料の扱いでやや難点もないではありません

が、これだけ大きなものを一貫した枠組みで捉え意味づけたその力量と、勉強ぶりには、率直に、称賛の念を禁じ得ません。若い人の中からこうした研究が生み出されてくることに法社会学会の確かな歩みを感じるとともに、今回、受賞作がなかった著書部門でも、多くのすぐれたモノグラフが書かれることを期待しています。

受賞の言葉

受賞の言葉——第5回 学会奨励賞（論文部門） 久保秀雄（京都大学）

このたび、拙稿『近代法のフロンティアにおける「文化的他者」についての知：ポストコロニアル批判の法社会学』に対し、学会奨励賞を賜りまして、大変光栄に存じております。

本論文は、「法社会学」が誕生した起源の問い直しを考察の中心としており、「法社会学の法社会学」という性格を有するものであります。すなわち、日本における法社会学の史的展開自体を法社会学の考察の対象として再検討していくことを通して、法制化を推進する専門知として「法社会学」の誕生を促すことになった近代日本における法制化の史的展開の特質に迫ろうとしたものであります。したがって、それは単なる学説史研究ではなく、法社会学という専門知の役割・存在自体にまでラディカル（根本的・徹底的）に法社会学的考察を加えていくことによって、近代日本の法現象に関して、従来の通念的捉え方では盲点となっていた諸特徴の新たな発見を企図したものとなっております。

このように、法社会学をも分析対象に組み込むという考察手法を持ち込むことによって、次のような新たな理解を打ち立てることができたと考えております。すなわち、法社会学というディシプリンの「誕生」の系譜を辿れば、戦後の川島法社会学の起源は、戦前の末弘法社会学による植民地慣行調査に求められ、そこでは、法創設権力たる占領権力による法制化の実効性を確保していこうとする実践的専門知としての役割が、戦前戦後と連続的に承継されていること。つまり、アジア的・前近代的慣行の近代化を使命とした「生ける法」研究は、土着的な生活慣行に従う「文化的他者」を近代法の下に馴致していくフロンティアで要請された法制化＝「生活世界の植民地化」のための専門知であり、オリエンタリズムの言説を生産する植民地主義的な知・権力であったこと。それゆえ、法創設・法制化の起源には、「アジア的・前近代的」とラベリングされた「他者」を規律し支配・統合していこうとする植民地主義的な法の暴力が刻印されているということ。

しかも、こうした法の働きは、帝国主義的圧力に端を発する明治の「自己植民地化」的開国以来、上からの法制化＝近代化の推進過程で常に見られる法現象の特徴であること。以上のような内容を、様々な理論的視座を参照しながら、法社会学の古典や新資料を最先端の歴史的知見とつきあわせて読み込むことによって、描き出したものとなっております。

まだ研究を始めて間もない若輩者であります。法社会学という学問を自分なりに熱意をもって志した最初の大きな成果に対し、このように学会から評価を頂き、またその他にも、師の棚瀬教授からのご指導はもちろん、数多くの先生方から様々なレスポンスを頂戴できましたことは、望外の喜びでありま

す。今後も一層充実したチャレンジングな研究成果を生みだしていくことをもって、皆様への御礼と代えさせて頂けるよう、更に研鑽を積んでいきたいと思ひます。